

【募集内容について】

Q 1. 留意事項の5に『助成を受けていることが分かるよう明示』とありますが、明示することにより、ギャンブル事業者側に都合の良い事業と誤解されかねないのですが、省略してもよろしいか？

A 1. 講演会や相談会などのポスター等において参加意欲を阻害する、パンフレットや研究結果など折角の成果物が十分に活用されない虞が生じる、ということであれば不要とすることも認めます。

ただし、その場合であっても、団体のウェブサイトや機関誌、年次報告書等に本事業の取組について掲載する場合には、公連協の助成を受けている旨を掲載していただく必要があります。

また、公連協のホームページに助成事業として掲載させていただきます。

Q 2. 事業の成果に関する著作権は誰に帰属しますか？

A 2. 知的財産権等は、事業を実施する事業者様にあります。しかし、補助事業における成果については広く社会に周知を行う必要があることから、その一部又は全部を公連協がインターネット等に公開することを承諾およびそのためにご協力いただくことが、補助金の交付条件となりますので、予めご了承ください。